

○役員報酬規程

昭和54年6月9日

改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北海学園役員の報酬その他の給付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員の報酬月額は、別表1のとおりとする。

2 報酬は、毎月22日に通貨で直接本人に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

3 理事長の期末手当の額は、報酬月額に給与規程の適用を受ける職員の例による一定の割合を乗じて得た額とする。

(旅費)

第3条 役員が業務のため旅行する場合は、別表2に定める旅費を支給する。

(費用弁償)

第4条 非常勤の役員が会議に出席した場合には、会議の場所が札幌市内のとき又は宿泊を必要としないときは、費用弁償として1日につき2,000円を支給する。

(退職手当)

第5条 6月以上在任した役員が退職した場合には、その者（死亡に因る退職の場合にはその遺族）に退職手当を支給する。

2 前項に規定する退職手当の額は、次の算式によって得た額とする。

[基準額(別表3)] × [乗率(別表4)] = 退職手当支給額

3 在任期間に1年未満の端数がある場合には、6月未満の時は切り捨て、6月以上の時はこれを1年とする。

(その他の必要事項)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の議を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和54年6月9日から施行し、第2条別表1は昭和54年4月1日、第3条別表2は昭和54年6月1日から適用する。

附 則

昭和55年10月1日別表1改正

附 則

昭和56年4月1日別表1改正

附 則

昭和56年9月1日退職手当条項一部改正

附 則

昭和57年4月1日別表1改正

附 則

昭和59年12月1日別表1改正

附 則

昭和60年3月1日退職手当条項一部改正

附 則

昭和60年4月1日別表1改正

附 則

昭和61年4月1日別表1改正

附 則

昭和62年4月1日別表1改正

附 則

昭和63年4月1日別表1改正

附 則

平成1年4月1日別表1改正

附 則

平成2年4月1日別表1改正

附 則

平成2年9月1日別表1改正

附 則

平成3年4月1日別表1改正

附 則

平成4年4月1日別表1改正

附 則

平成5年4月1日別表1改正

附 則

平成6年4月1日別表1改正

附 則

平成7年4月1日別表1改正

附 則

平成8年4月1日別表1改正

附 則

平成9年4月1日別表1改正

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

役員報酬

役職	報酬月額
理事長	1,146,000円
専務理事	783,000円
常務理事	636,000円
教職員を本務とする理事（学長、校長を除く）	70,000円
常勤監事	200,000円
非常勤理事	50,000円
非常勤監事	40,000円

別表2

旅費

役職	日当	宿泊料	
		甲地	乙地
理事長	4,500円	22,200円	20,000円
理事・監事	3,000円	14,800円	13,300円

別表3

退職手当支給基準

役職	基準額
1. 監事で退任の場合	65,000円
2. 理事で退任の場合	80,000円
3. 役付理事で退任の場合	100,000円

別表 4

勤続年数	乗率	勤続年数	乗率
1	1.50	22	35.10
2	3.00	23	36.90
3	4.50	24	38.70
4	6.00	25	40.50
5	7.50	26	42.30
6	9.00	27	44.10
7	10.50	28	45.90
8	12.00	29	47.70
9	13.50	30	49.50
10	15.00	31	51.15
11	16.65	32	52.80
12	18.30	33	54.45
13	19.95	34	56.10
14	21.60	35	57.75
15	23.25	36	59.40
16	24.90	37	60.00
17	26.55	38	60.00
18	28.20	39	60.00
19	29.85	40	60.00
20	31.50	41	60.00
21	33.30	42	60.00